



長崎市労政だより

長崎市や関係機関からの雇用・労働関連のお知らせを掲載しています。

～平成27年3月5日発行～

「長崎県総合就業支援センター」がオープンしました！

「長崎で働きたい！」を応援するワンストップセンターがオープンしました。

働きたい方への支援

(若者)

◆若者就業支援コーナー (フレッシュワーク)

模擬面接や応募書類の書き方、ビジネスマナー講座、カウンセリングなど、就職に向けたフォローを行います。

(女性・ひとり親等)

◆女性就労支援コーナー (ウーマンズジョブほっとステーション)

子育てや介護など、自らのライフステージに合わせて活躍できる就職を支援します。

◆ひとり親家庭等自立促進コーナー

(高齢者)

◆高齢者就職支援コーナー ◆シルバー人材コーナー(水曜日)

働く意欲を持つ健康な高齢者の就職の支援、社会福祉への貢献や就業の場を提供するコーナーがあります。

(福祉)

◆福祉人材コーナー (木曜日13:00～16:00)

福祉の仕事を探している人と人材を求める社会福祉施設等の橋渡しを行い、より丁寧なマッチングを図ります。

(中高年)

◆中高年再就職支援コーナー

概ね45歳以上の方を対象に、これまでの職業経験で培った高い技術や能力を活かして、再就職を支援します。

(UIターン)

◆UIターン相談コーナー

県外で働いている方等で県内での就職を希望する方に対して、情報提供や各種相談を行い、県内就職を支援します。

企業への支援

◆県内企業人財確保支援コーナー

就職希望者に対する企業情報の収集・提供、企業向け各種セミナー・面談会の開催等の支援を行います。

ハローワーク

◆ハローワーク長崎 西洋館センター

◆ヤングハローワーク長崎

【所在地】

長崎市川口町13-1 長崎西洋館2階・3階

【開館日・開館時間】

月～金10:00～18:00

※土・日・祝日・年末年始、長崎西洋館閉館日は休み

ただし、フレッシュワークは以下のとおり

月・火・金10:00～18:30、水・木10:00～20:00、土10:00～18:00

お問い合わせ先 長崎県総合就業支援センター
TEL 095-842-5424

「農産加工品がうまれる！うれる！講座」を開催します！

畑で採れた農産物(野菜・果物)を活かして商品を生み出したい方・売れる商品を作りたい方！必見！！
長崎市・長与町・時津町の事業者を対象にしたセミナーです。ぜひご参加ください。

- 【日 時】 平成27年3月18日(水)、21日(土)、24日(火)、25日(水)
各18:30～20:30 (21日のみ14:00～16:00)
【場 所】 琴海四季彩館(長崎市琴海長浦町50-5)
【講 師】 ビジネスフードファン 代表 岩本 留里子氏
(フードビジネスアドバイザー／食農連携コーディネーター)
【参加料】 無料
【申込期限】 平成27年3月15日(日)



開催日	内容
3月18日(水)	全国各地の事例を知る (全国特産加工品試食会&既存商品のブラッシュアップ・アイデアづくり)
3月21日(土)	加工品づくりの調理実習
3月24日(火)	課題製作品のブラッシュアップ (製作品の発表&商品販売時に必要な準備・手続き)
3月25日(水)	販路拡大の手法を学ぶ (パッケージ&POPづくり、売れる仕組みづくり)

お問い合わせ先 長崎地域雇用創造協議会
TEL 095-893-8170

「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました！

厚生労働省では、働き方の改善(長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進)を推進する一環として、「働き方・休み方改善ポータルサイト」を開設しました。
働き方・休み方改善に取り組むきっかけとして、ぜひご活用ください。

このサイトでは…

- 「働き方・休み方改善指標」による自己診断ができます。
- 長時間労働の抑制・年次有給休暇の取得促進といった働き方改革に取り組んでいる企業21社の「取組事例」を紹介しています。
(事例は今後、順次追加していきます)

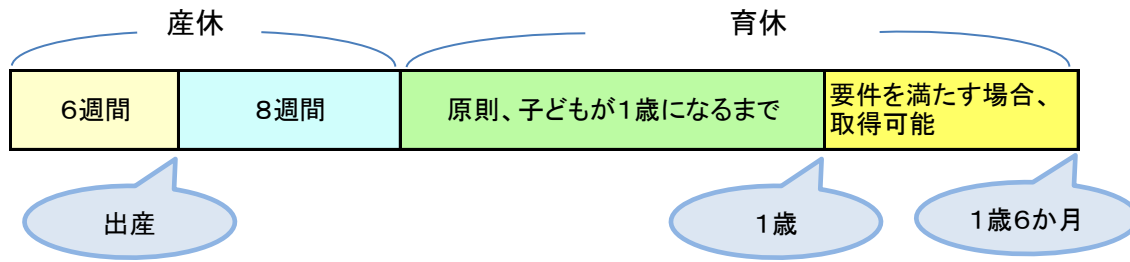
詳しくはこちら ⇒ [働き方・休み方改善ポータルサイト](#)



お問い合わせ先 長崎労働局監督課
TEL 095-801-0030

期間雇用者も産休・育休の対象になります！

期間雇用者（パート・派遣・契約社員などの雇用期間の定めのある労働者）でも、「産休」はすべての労働者が、「育休」は一定の要件を満たした労働者が対象になります。



産休 … 産前休業と産後休業のこと

<産前休業>

出産予定日の6週間前（双子以上の場合は14週間前）から、請求すれば取得できます。（出産の日は、産前休業になります）

<産後休業>

出産の翌日から8週間は、事業主は労働者を就業させることはできません。ただし、産後6週間を過ぎた後、本人が請求し、医師が認めた業務には就業できます。

育休 … 育児休業のこと

1歳に満たない子どもを養育する男女労働者は、会社に申し出ることにより、子どもが1歳になるまでの間で希望する期間、育児のために休業できます。

<育児休業の対象となる労働者の範囲>

1. 期間の定めのある労働契約で働く方は、申出時点において、以下の要件を満たすことが必要です。
 - ① 同一の事業主に引き続き1年以上雇用されている
 - ② 子どもの1歳の誕生日以降も引き続き雇用されることが見込まれる
 - ③ 子どもの2歳の誕生日の前々日までに、労働契約の期間が満了しており、かつ、契約が更新されないことが明らかでない
2. 以下の要件に該当する場合は、育児休業を取得できません。（対象外とする労使協定がある場合に限る）
 - ① 雇用された期間が1年未満
 - ② 1年（1歳6か月までの育児休業の場合は6か月）以内に雇用関係が終了する
 - ③ 週の所定労働日数が2日以下
3. 日々雇用される方は育児休業を取得できません。

ご注意

産前・産後休業、育児休業を理由とした解雇・雇い止め・減給などの不利益取扱いを行うことは禁止されています。

※期間雇用者が育児休業を取得した場合の中小企業向けの助成金があります。

詳しくはこちら ⇒ [中小企業両立支援助成金](#)



お問い合わせ先 長崎労働局雇用均等室
TEL 095-801-0050